

帯広市排水設備改造資金貸付条例

昭和 43 年 4 月 1 日条例第 18 号

改正

昭和 45 年 4 月 1 日条例第 32 号

昭和 45 年 6 月 22 日条例第 43 号

昭和 46 年 3 月 30 日条例第 17 号

昭和 55 年 3 月 31 日条例第 12 号

昭和 59 年 3 月 31 日条例第 5 号

平成 13 年 3 月 27 日条例第 22 号

平成 14 年 12 月 13 日条例第 34 号

平成 20 年 3 月 7 日条例第 1 号

帯広市排水設備改造資金貸付条例

(目的)

第 1 条 この条例は、既設のくみ取便所を水洗化し、又は既設家屋に新たに排水設備を設置する者に対し、必要な資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、排水設備の普及を図ることを目的とする。

(貸し付けを受けることができる者)

第 2 条 資金の貸し付けを受けることができる者は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定により供用開始の公示がなされた区域内にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た使用者並びに当該区域に該当しない区域にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た使用者のうち、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認める者で、次の各号に該当する者とする。

(1) 市民税及び固定資産税並びに帯広市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 45 年条例第 33 号）の規定による受益者負担金を滞納していないこと。

(2) 自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること。

(3) 貸し付けを受けた資金の償還について十分な支払能力を有すること。

(4) 確実な連帯保証人があること。

(貸付の対象)

第 2 条の 2 資金の貸付対象は、次に掲げるとおりとする。

(1) 既設の便所を水洗化するために必要な便器、洗浄用器具、給排水施設及び家屋等の改造

(2) 既設の家屋から新たに下水を公共下水道に流入させるために築造する排水管その他の排水設備

(貸付額)

第 3 条 資金の貸付額は、改造又は設備に要した費用の範囲内とする。ただし、前条第 1 号に掲げるものについては 1 基当たり 40 万円、同条第 2 号に掲げるものについては 1 戸当たり 15 万円をそれぞれ限度とする。

(貸付の条件)

第4条 資金貸し付けの条件は、次のとおりとする。

(1) 貸付金は、無利子とする。

(2) 貸付金の償還方法は、資金交付の月の翌月から起算して50月以内の元金均等月賦償還とする。ただし、期限前において繰り上げ償還することができる。

(3) 貸付金を期限までに償還しない場合は、当該償還金の額に年10.75パーセントの割合をもって、その期限の翌日から当該償還金を納付するに至った日までの日数によって計算した額の延滞金を徴収する。

2 管理者は、資金の貸し付けを受けた者が、災害等の理由により償還期限までに納入が困難と認めたときは、前項の規定にかかわらず償還期限を延期し、又は延滞金を徴収しないことができる。

(借入れの申込)

第5条 資金の貸し付けを受けようとする者は、管理者が定める手続きにより借り入れ申し込みをしなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行について、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年4月1日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年6月22日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条及び第4条の規定による改正後の規定は、この条例施行日以後に発せられる督促状によりその計算の基礎となる滞納額の納付期限が指定される延滞金の額の計算について適用し、施行日前に発せられた当該督促状に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則(昭和46年3月30日条例第17号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月31日条例第12号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月27日条例第22号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の帯広市排水設備改造資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に借入れの申込みがあったものについて適用し、施行日前に借入れの申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(帯広市農村下水道施設管理条例の一部改正)

- 3 帯広市農村下水道施設管理条例(平成11年条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成14年12月13日条例第34号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(帯広市情報公開条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 18 この条例の施行の際現に附則第4項、第11項、第12項及び第15項から前項までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づいてなされている行為については、附則第4項、第11項、第12項及び第15項から前項までの規定による改正後のそれぞれの条例に基づいてなされた行為とみなす。

附 則(平成20年3月7日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。